

預金商品説明書（スーパー定期預金）

2023 年 1 月 4 日現在

1. 商品名	・ スーパー定期預金（自由金利型定期預金（M型））
2. 販売対象	・ 単利型…個人および法人。 ・ 複利型…個人のみ。
3. 期間	・ 単利型。 ○ 定型方式。 1 ヵ月、3 ヵ月、6 ヵ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年。 - 預入時のお申し出により自動継続（元加式、利払式）の取扱ができます。 ○ 満期日指定方式。 1 ヵ月超 5 年未満。 ・ 複利型。 ○ 定型方式。 3 年、4 年、5 年。 - 預入時のお申し出により自動継続（元加式、利払式）の取扱ができます。 ○ 満期日指定方式。 3 年超 5 年未満。 ・ 単利型複利型とも預入金額が 3 0 0 万円未満の場合は 3 ヵ月以上となります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入。 ・ 1 0 0 円以上。 ・ 1 円単位。
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利。 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 単利型。 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以降に一括して支払います。 ・ 預入期間 2 年以上のものは中間利払日以降および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、約定利率に 7 0 % を乗じた利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算します。 ・ 複利型。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 単利型…付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算。 ・ 複利型…付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算で、6 ヵ月毎の複利計算。
7. 税金	・ 個人の利息には 20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）の税金がかかります。

預金商品説明書（スーパー定期預金）

	(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。																																										
8. 手数料	—																																										
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・個人の場合、法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱ができます。																																										
10. 期限前解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。（中間払利息が支払われている場合には、その支払額を以下にて計算した利息額との差額を精算します。） (1) 預入日の1か月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日とした場合。 <table><tr><td>A</td><td>預入期間が6か月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr><tr><td>B</td><td>預入期間が6か月以上1年未満</td><td>約定利率 × 20%</td></tr><tr><td>C</td><td>預入期間が1年以上3年未満</td><td>約定利率 × 30%</td></tr></table> ただし、BまたはCの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。 (2) 預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満期日とした場合。 <table><tr><td>A</td><td>預入期間が6か月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr><tr><td>B</td><td>預入期間が6か月以上1年未満</td><td>約定利率 × 15%</td></tr><tr><td>C</td><td>預入期間が1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率 × 20%</td></tr><tr><td>D</td><td>預入期間が1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率 × 25%</td></tr><tr><td>E</td><td>預入期間が2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率 × 30%</td></tr><tr><td>F</td><td>預入期間が2年6か月以上4年未満</td><td>約定利率 × 35%</td></tr></table> ただし、BからFの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。 (3) 預入日の4年後の応答日から預入日の5年後の応答日の前日までの日を満期日とした場合。 <table><tr><td>A</td><td>預入期間が6か月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr><tr><td>B</td><td>預入期間が6か月以上1年未満</td><td>約定利率 × 15%</td></tr><tr><td>C</td><td>預入期間が1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率 × 20%</td></tr><tr><td>D</td><td>預入期間が1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率 × 25%</td></tr><tr><td>E</td><td>預入期間が2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率 × 30%</td></tr></table>	A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率	B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 20%	C	預入期間が1年以上3年未満	約定利率 × 30%	A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率	B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 15%	C	預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率 × 20%	D	預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率 × 25%	E	預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率 × 30%	F	預入期間が2年6か月以上4年未満	約定利率 × 35%	A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率	B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 15%	C	預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率 × 20%	D	預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率 × 25%	E	預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率 × 30%
A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率																																									
B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 20%																																									
C	預入期間が1年以上3年未満	約定利率 × 30%																																									
A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率																																									
B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 15%																																									
C	預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率 × 20%																																									
D	預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率 × 25%																																									
E	預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率 × 30%																																									
F	預入期間が2年6か月以上4年未満	約定利率 × 35%																																									
A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率																																									
B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 15%																																									
C	預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率 × 20%																																									
D	預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率 × 25%																																									
E	預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率 × 30%																																									

預金商品説明書（スーパー定期預金）

	F	預入期間が2年6か月以上3年未満	約定利率 × 30%
	G	預入期間が3年以上5年未満	約定利率 × 35%
ただし、BからGの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。 (4) 預入日の5年後の応答日を満期日とした場合。			
	A	預入期間が6か月未満	解約日における普通預金の利率
	B	預入期間が6か月以上1年未満	約定利率 × 10%
	C	預入期間が1年以上1年6か月未満	約定利率 × 15%
	D	預入期間が1年6か月以上2年未満	約定利率 × 20%
	E	預入期間が2年以上2年6か月未満	約定利率 × 25%
	F	預入期間が2年6か月以上3年未満	約定利率 × 25%
	G	預入期間が3年以上4年未満	約定利率 × 30%
	H	預入期間が4年以上5年未満	約定利率 × 35%
ただし、BからHの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。			
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。		
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。		
13. その他参考となる 事項	・ 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。		

預金商品説明書（スーパー定期預金）

14. 重要事項	・ 預金保険制度の対象となる預金です。 預金保険によって、預金者一人あたり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じ払い戻されることになります。したがって、金額が一部カットされることがあります。 くわしくは窓口におたずねください。
----------	---